

# 即位灌頂と二条家(上)

橋本政宣

## 目次

はじめに

### 一 二条家伝来の即位灌頂文書

(1) 即位灌頂文書の伝来と概要

(2) 即位灌頂文書の目録と主要文書

### 二 即位灌頂儀礼の実態

(1) 印明伝授と二条家

(2) 即位灌頂の実修

### 三 近世の即位灌頂に於ける摂家争論 (以下次号)

(1) 貞享四年の東山天皇即位灌頂

(2) 享保二十年の桜町天皇即位灌頂

### 四 即位灌頂の家の固定化

(1) 即位灌頂の摂家家説と相伝

(2) 桜町天皇の即位灌頂伝授

おわりに

## はじめに

天皇の即位礼と大嘗祭は一体のものであり、それゆえにか即位礼その

ものも神道的色彩の強いものと思われがちのようであるが、これは明治以降のことであって、江戸時代までは即位礼に仏教的儀礼がとり入れられていた。即位灌頂という密教的な密儀がこれである。

即位灌頂については、早くから歴史の分野において断片的には触れられて来たが、<sup>(1)</sup>本格的な研究というほどのものはなかった。これが研究の対称として取上げられるようになったのは、一九八〇年代になり国文学の分野からで、能の所謂慈童物と称される一群の曲の本説を尋ねる絡みから、即位法が注目されるようになってのことであった。すなわち伊藤正義は「慈童説話考」という論文により、<sup>(2)</sup>慈童説話という仏教説話の背景に、天皇即位にまつわる言説が潜むことを指摘された。そしてその論拠として寺家側で蓄積された多くの即位法、即位灌頂の資料が紹介され、この方面の研究を促すことになった。阿部泰郎・松岡心平の研究があり、<sup>(3)</sup>歴史学の分野でも、上川通夫により「中世の即位儀礼と仏教」と題する論文が公にされ、<sup>(4)</sup>中世天皇の權威の問題を究明する目的から即位灌頂が正面から取上げられ、即位灌頂が実修に至った時期の考証、即位灌頂儀礼の実態、即位灌頂の歴史的位づけがなされた。極めて手堅い考証で多くの卓見もあり優れた論考である。そしてこれにより、闕説されることの多い割には実態が不明であった即位灌頂について総合的に理解されるようになったといえよう。ただこれは中世に限ったものであ

り、近世の状況については全く触れられておらず、実修の具体的内容を検討するためにも、近世における即位灌頂の究明は重要なこととなる。

即位式において天皇が行う密教的秘儀である即位灌頂は、具体的にいえば天皇が予め撰家の然るべき者から伝授された、印(秘印)・明(真言)の知識をもって、即位式で秘印を結び、真言を唱えることを指す。

史料上は、撰家よりの伝授行為と即位式での天皇の実修行為とを共に即位灌頂といっているが、上川通夫も主張している如く、即位灌頂とは後者を指し、前者についてはこれを印明伝授と称するのが妥当であろう。

本稿は、即位灌頂において撰家の中でも重要な位置を占めてきた二条家に伝来した即位灌頂文書(5)を取り上げ、その総体を紹介すると共に、即位灌頂の由来と実態、二条家が歴代にわたり印明伝授した実情、近世における即位灌頂をめぐる撰家間の争論、二条家が即位灌頂の家として固定化するに至った状況等を考察することにした。

## 一 二条家伝来の即位灌頂文書

### (1) 即位灌頂文書の伝来と概要

二条家は、五撰家の一つで九条道家の次男良実を家祖とする。江戸時代の家領は千七百石余を領した。撰家のうちでは武家との関りが最も深く、鎌倉、室町期のみならず、江戸期においても將軍家と密接な関係にあり、江戸期初代の康道が徳川家康の偏諱をうけ康道と称したのを初め、嫡子は將軍の猶子となり偏諱をうけ名乗るのを例としたことは、南北朝期以来即位灌頂を家例の如く勤め来たことと共に、他の堂上家とは大いに異なることである。文書・記録も江戸期の初頭までは膨大な量を有し、多くの秘書を有していたことは、この一部を披見した幕府儒官林鷲峯が『二条殿秘説』(6)の中で記している。これは寛永二十年(一六四三)に披見し書写したもので、その巻初に、二条家が多くの文書記録を有し

たこと、秘書の類も多いこと、九条家の別れであるが九条・二条両家不和のこと、武家と関わりの深い家であること、二条良基が後光厳天皇の即位のとき大きな役割を果たしたこと、義満が良基とよく政務の審問に預り、諸家の記録もみな二条家に集まったことなどが書かれている。その部分を掲げれば次の通りである。

五撰家ノ内二条殿殊ニ記録多シ、秘伝ノ儀多シ、其故イカントナレハ、二条ノ開基良実ハ九条道家ノ次男ナリ、道家其長男教実ニ撰政ヲ譲リ、程ナク教実早世、其子忠家九条ノ家ヲ相続ストイヘトモ、猶幼少ナルニヨリテ、良実撰関トナル、二条ノ家コレヨリ始ル、然ルトコロニ、道家良実父子不和ナルニヨリテ、道家其三男実経ヲ撰関トス、一条ノ家コレヨリ始ル、道家良実不和ノユヘイカントナレハ、(中略)道家大ニ怒テ、三浦等ノ武士ヲ語ヒ北条ヲ滅サントノ密謀アリ、良実時勢ノ至ラサルコトヲサトリテ、此事思召止リタマヘト諫メ申サル、道家ノ心ニカナワスツイニ父子ノ義ヲ絶ツ、良実甚憂テ春日ノ社ハ願文ヲ納ラル、(中略)

寛永<sup>(二十一年)</sup>癸未ノ歳、御即位ノ事アリテ、在洛ノ間、二条康道公ノ家司北小路宮内道芳ト夜話ノ時、二条殿ノ秘記若干巻ヲ携ヘ来テ、此秘記ハ他見ヲ禁スル物ナレトモ、一見ヲユルストテ披見ノ内ニ、宝治年中良実ノ願文一通アリ、実事ヲバアラハサネトモ、父ノ心和ギ家門繁昌ヲ祈ルノ趣ナリ、道芳ニ懇望シテ写サント請ケレドモ、遂ニ他見ノ事ナシ写シ取ルコトハカナフマジトテ、箱ヘ取り納ム、又忠家<sup>(九条)</sup>ヲ始メ道家ノ一門衆流罪セラルヘシトテ、配処ノ国々ヲ記シケル一通モアリ、此事ハ何ノ記録草子ニモ載サレハ、外人ノ知ラサル事勿論ナリ、

鎌倉ヘ良実ノ父ノ密謀ヲ諫メトドメラルル事聞ヘケルニヨリテ、北条ヨリ二条殿ヲ崇敬セリトナン、(中略)良実ヨリ五代良基公ハ、

尊氏將軍同時ナリ、後光嚴院即位ノ時、三種ノ神器吉野ノ南朝ニ渡  
テ都ヘ帰ラス、三器ナクシテ新帝ノ即位先例ナケレハ如何、ト各申  
ニヨリテ、尊氏モ案シ煩レケルトキ、良基ノ曰ク、天照大神ヲ以テ  
鏡トシ奉リ、尊氏ヲ以テ宝劔トシテ、即位マシマサバ、何ソ先例ナ  
キコトヲ憚ラン、神璽ニ用ル人ナクハ、不肖ナリトモ良基ヲ用ヒラ  
ルヘシトテ、即位ノ議定テ、後円融・後小松ノ伝位モ此例ヲ用ヒラ  
ル、尊氏コレヨリ良基ト入魂、義満ニ至テ良基ト睦ク、公家武家ノ  
政務相談アルニヨリテ、諸家ノ記録皆ニ条家ニアツマル、

以上の如く、二条家は鎌倉・室町期に武家と深く結ぶことにより朝廷  
に於いても格別に位置し、諸家の記録が二条家に集まり、秘すべき貴重  
な文書も多く蔵していたようであり、林鷲峯もこれを評するほどの家で  
あった。しかし、その後幾度かの火災により存亡の危機を迎えた。禁裏  
の大部分を炎上した承応二年(一六五三)六月二十三日の火災では類焼  
を免れたが、万治四年(一六六二)正月十五日の禁裏をはじめ堂上家の  
多くを消失に至らした大火は、こともあろうに二条家より出火したも  
のであった。<sup>(7)</sup>中御門宣順の日記『宣順卿記』同日条に、「午刻許、自殿  
<sup>(二)</sup>  
<sup>(条光平)</sup>下火出、至禁裏・本院・新院・諸家地輩、寺・町屋等炎上、<sup>(禁裏・本院・女  
院・文庫焼亡)</sup>  
諸家文庫大略残、中前代未聞事也、<sup>(一)</sup>とあり、壬生忠利の日記『忠利宿祢記』  
同十六日条に、「関白殿御文庫式ツ相残、御満足之由被仰、珍重申上、  
<sup>(壬生忠利)</sup>  
予官庫相残、珍重之由被仰、満足之由申上、<sup>(二)</sup>云々とあり、焼亡する  
もの多いなかで二条家の文庫二棟が焼残ったことは不幸中の幸であり、  
光平を満足させるものであった。そしてそれより十二年後の寛文十三年  
(一六七三)五月九日の大火にも難を免れることが出来たが、その翌々  
年の延宝三年(一六七五)十一月二十五日の大火によりついに二条家の  
文庫も炎上に帰した。壬生重房の日記『重房宿祢記』同日条に、「八条殿・  
<sup>(幸親王)</sup>  
<sup>(入道寛親王)</sup>  
<sup>(美雄)</sup>  
有栖川殿・聖護院宮・徳大寺・上冷泉・藤谷・山科・平松・久我・船橋・  
<sup>(為宗)</sup>  
<sup>(持重)</sup>  
<sup>(通縁)</sup>  
<sup>(相模)</sup>

<sup>(宣幸)</sup>  
伏原・堀川・竹内・二条殿御文庫令焼失、諸家第一文庫、朝家之衰弊、  
<sup>(康綱)</sup>  
<sup>(光平)</sup>  
歎猶余事也、<sup>(一)</sup>とあり、多くの諸家とともに二条家の文庫が焼失したこ  
とを特記し、これは「諸家第一文庫」であり、「朝家之衰弊」であると  
惜しまれたのである。後に近衛基熙がその日記『応円満院記』貞享四年  
(一六八七)四月十六日条に「延宝三年回祿之日、二条家之文庫、尽一  
紙焼失云々、」に記している如く、二条家伝来の文書記録の殆んどはこ  
の時に焼失してしまったといえる。

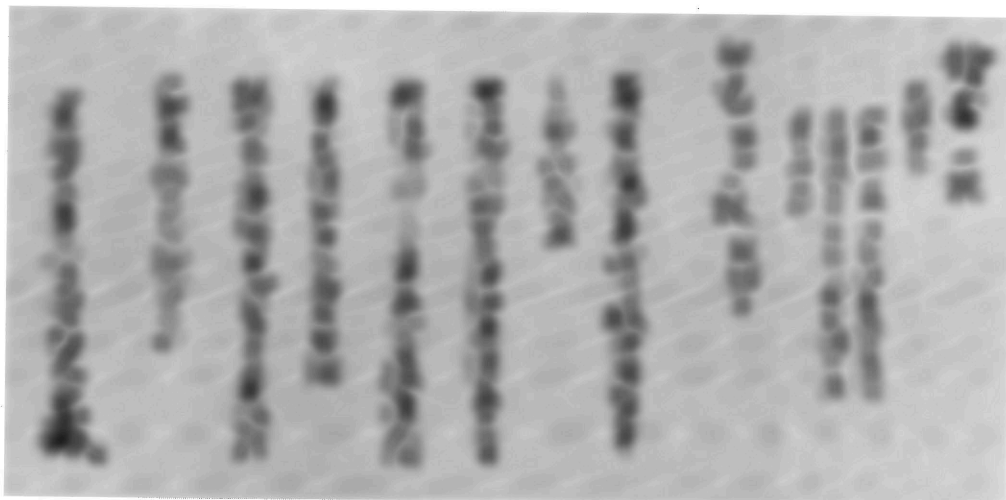
ここで取上げる即位灌頂文書も、一部を除いてこの火災後に集積され  
たものである。総点数は六十点。これらは大体四つに分けられるよう  
である。(1)元文三年(一七三八)、桜町天皇より二条宗基への即位灌頂伝  
授に関するもの。(2)宝曆十二年(一七六二)九条尚実より二条重良への  
即位灌頂伝授関係のもの。(3)二条治孝が関わった明和・安永期(一七六  
四〜八〇)の即位灌頂関係のもの。(口絵1・2、図版2・3)(4)文化  
十四年(一八一七)二条斉信より仁孝天皇への即位灌頂の際のものであ  
る。その他にも、宝永七年(一七二〇)の中御門天皇の即位記事等を含  
む『綱平公記』など単独で重要なものもある。これらは、「灌頂秘匣」  
と称される鑑を付した桐箱に収納されている。箱の寸法は、タテ四〇・  
一、ヨコ二六・七、高サ一〇・一センチである。封印が七枚伝存してい  
て、機密文書として伝来したことを物語っている。

若干の中世文書を含むが、多くは近世文書である。六十点という数量  
も、永く即位灌頂伝授を勤め来った二条家に伝来したものとしては、決  
して多いとはいえないであろう。しかしながら、これらは伝来が由緒正  
しいものであるのみならず、宸翰五点を含むものであること、秘儀であ  
る即位灌頂の直接の史料であること、これまで推測に止まっていたこと  
が歴史事実として確認できること、以上の特色をもつこれらの文書は、  
貴重な史料群といえよう。

(2)即位灌頂文書の目録と主要文書

全体を明らかにするため、まず「文書目録」を掲げる。本文書の半数近くは、九条尚実が宝暦十二年（一七六二）十一月十四日に作成した「即位灌頂之筈目録」に収載されているので、順序はそれに従うことにした。番号、文書名、分量（タテ×ヨコ）、形式（枚数）、員数、年紀、宛名、紙質（楮紙以外）、包紙書他、の順で記す。

- 1、桜町天皇宸翰即位灌頂切紙 三三・五×三一・八 切紙 一通  
（延享元年三月十日 二条宗基拝領） 檀紙
- 2、桜町天皇宸翰即位灌頂切紙 三三・五×三一・八 切紙 一通  
（延享元年三月十日 二条宗基拝領） 檀紙  
以上二通一包 「桜町院御しんかん」 「即位灌頂口伝ノ一紙入他見有間敷事」
- 3、桜町天皇宸翰 一九・二×五一・五 切紙 一通  
元文三年十二月十六日 人皇百十六代天皇昭仁（宗基拝領）  
斐交縮紙 包紙三枚 「御即位灌頂二条家れんめんの事、後代いらん是なきやうにとて御拝領 桜町院様御しんかん」
- 4、桜町天皇宸筆和歌懐紙 二九・三×四三・八 縦紙 一枚  
（延享元年三月 二条綱平後室栄子内親王拝領） 斐紙 打曇紙  
「桜町院様方、宗基公へ御そく位灌頂御伝授あそハし給候時分、故女二宮ノ御方へ下され候 御製御しんかん、」
- 5、桜町天皇宸翰女房奉書 三三・〇×四六・八 縦紙(2) 一通  
（延享元年三月十日） 右大将宛 檀紙 「桜町院様御しんかん、宗基公御拝領ノ女房奉書」 「右 勅書、御手つから拝領、于時延享元年 三月十日」
- 6、即位灌頂覚書 三〇・八×一九八・二 継紙(5) 一通



図版 1 即位灌頂之筈入文書目録〈文書24〉奥書

19.8×129.6cm

- 7、即位灌頂伝授之事  
二条康道筆 前号文書の一部、  
三〇・八×八七・六 継紙(2) 一通
- 8、即位灌頂代々覚書  
二条師忠、二条宗基  
一八・三×二二・八 折本 一通  
〔即位灌頂申入れ候 御代々の覚書〕  
二条師忠、二条光平  
一五・八×一八二・五 色継紙(5) 一通
- 9、即位灌頂代々覚書  
二条師忠、二条光平
- 10、即位灌頂伝授者交名  
後水尾院、東山院  
三二・八×四六・七 折紙 一通
- 11、即位灌頂之事  
伏見天皇、中御門天皇  
三三・六×四六・六 折紙(3) 一通
- 12、即位灌頂付覚  
元文二年十月九日  
一八・四×三一・六 切紙 一通
- 13、即位灌頂勘例  
〔伏見院御記〕弘安十一年三月十三日条、〔江記〕治暦四年七月廿一日条  
三二・六×四五・二 折紙 一通
- 14、即位灌頂之事  
光嚴院、光明院、  
三二・八×四六・二 折紙 一通
- 15、御即位秘法  
斐紙  
一六・三×一九六・〇 卷紙(4) 一通
- 16、五眼印相図  
三八・六×五二・四 折紙 一通
- 17、又秘説  
三八・六×五二・四 折紙 一通
- 18、九条尚実即位灌頂秘法贈与状 三二・二×四六・〇 堅紙 一通  
元和四年九月廿一日 二条昭実筆  
宝曆三年十月 内大臣(花押) 右大臣二条宗基宛  
実八15・16・17号文書ノ贈与ノ際ノ包紙ナリ、
- 19、九条尚実覚書  
三二・六×四六・六 折紙 一通  
(宝曆三年十月)
- 20、秘印図  
斐紙  
一七・八×四九・〇 切紙 一通
- 21、宝永度即位灌頂指図  
〔包紙書〕  
五二・四×六八・六 継紙 二鋪  
〔宝永ノ度御即位、吉忠御灌頂 御伝授被申上候節ノ図、尤綱平  
後見被 仰出也、〕
- 22、印呪書付  
三〇・八×四二・二 切紙 一枚
- 23、九条尚実即位灌頂秘訣口伝伝授状  
三二・八×二九・三 切紙 一通  
宝曆十二年十一月十四日 二条大納言宛 檀紙
- 24、即位灌頂之管入文書目録  
一九・八×二二九・六 卷紙 一通  
〔九条左大臣尚実公より二条右大将重良卿江之許状〕  
〔即位灌頂之箱目録〕  
〔包紙書〕  
宝曆十二年十一月十四日 左大臣(花押) 九条尚実筆
- 25、九条尚実即位灌頂秘訣口伝伝授状  
二二・三×四三・四 切紙 一通  
明和八年二月一日 左大臣尚実 二条三位中将宛 檀紙  
〔九条左大臣尚実公より二条三位中将治孝江之許状〕  
〔包紙書〕
- 26、九条尚実即位伝授管入文書引渡状  
三二・九×四五・八 切紙 一通
- 27、綱平公記  
明和八年二月一日 左大臣(花押) 本紙ハ楮紙、包紙ハ檀紙  
一八・七×一三・六 折本 一帖
- 28、即位灌頂次第  
宝永七年閏八月七日、十二月廿九日「覚書」トアリ、  
一九・〇×二六・三 横帳(2) 一綴
- 29、即位灌頂代々心覚之事  
三二・六×四六・四 折紙 一通

師忠、吉忠

30、即位灌頂覚帳 一二・二×九・一 大和綴 一冊

延享元年三月十日 宗基覚他

31、即位灌頂切紙写 1ノ写 三二・九×四五・八 一通

32、即位灌頂切紙写 2ノ写 三二・九×四五・八 一通

33、即位灌頂切紙写 1・2ノ写 二九・二×五〇・八 一通

34、即位灌頂切紙寸法書 1・2ノ寸法 二八・三×四〇・〇 一枚

〔御請書備中檀紙、二枚とも寸法紙一枚、安永九庚子年十二月二日、

35、桜町天皇宸翰写 3ノ写 二八・二×四〇・一 切紙 一通

〔安永九庚子年十二月、兼仁天皇即位之時分、為後世ニ治孝常ニ心

得可有之様ト思ひ、書写候也、

36、桜町天皇和歌懷紙写 4ノ写 二八・二×四〇・一 豎紙 一枚

〔桜町院ヨリ宗基江即位灌頂御伝授被遊下時分、故女ニ宮江下され

候御製御宸翰写、安永九庚子年、治孝写扣置也、

37、桜町天皇宸翰女房奉書写 5ノ写 二八・二×四〇・〇 豎紙(2) 一通

〔右 勅書、御てつから拝領、于時延享元年<sup>甲子</sup>三月十日、/桜町

院様御しんかん、宗基公御拝領ノ女房奉書写

38、即位灌頂覚書写 6ノ写 二八・六×二〇・一 袋綴 一綴

39、即位灌頂ニ付覚写 12ノ写 二八・二×四〇・一 折紙 一通

40、即位灌頂勘例写 13ノ写 二八・二×四〇・一 折紙 一通

41、二条治孝即位灌頂記草案 安永九年十二月三日 二二・四×三〇・二 豎紙 二枚

42、即位灌頂切紙写 1ノ写 三五・八×四九・三 折紙 一通

〔齋信/文化十四年九月廿日/新主御伝授之節之心覚也、但、奉

授候書附者、文体・料紙等都而 桜町院宸翰之通り也、

43、即位灌頂切紙写 2ノ写 三五・八×四九・三 折紙 一通

〔齋信/文化十四年九月廿日/新主御伝授之節之心覚也、但、奉

授候書附者、文体・料紙等都而 桜町院宸翰之通り也、

44、秘印図 三二・八×四六・六 折紙 一枚

以上42、44一包 〔文化十四年九月/御伝授之節備忘類/齋信

45、二条齋信即位灌頂書付控 一五・六×五七・八 切紙 一通

仁孝天皇へ伝授書付ノ控

46、秘印図 一八・〇×四三・九 切紙 一枚

47、秘印ニ付覚 三一・九×四五・四 切紙 一枚

以上45、47一包 〔此備忘者、先代々差上候儀無之、雖然御眼氣

御疎、篤与御会得不被為在御様子ニ付、不得止事、懷中ニ備忘、

臨期献之畢、但、後代必不可為例事、/文化十四年九月廿日/

新主御伝授之節、密々献之候備忘二紙、/齋信

48、即位灌頂切紙本紙寸法書 三三・六×三三・八 切紙 一枚

49、即位灌頂切紙包紙寸法書 四四・六×一六・三 切紙 一枚

以上二点檀紙 一包 〔御伝授御本紙寸法書

50、主上へ印明伝授ノ節小御所構図二八・四×四一・二 豎紙 一枚

〔文化十四年九月廿日/新主御伝授之節、小御所御構図一面、/但、

参進路及座所等、以朱注之畢、/齋信

51、尚美公日記抜書 三三・四×四五・二 折紙 一通

安永九年十二月二日条 〔文化十四年九月/御伝授之時、殿下御

候座否之事、依未決、安永度撰政尚美公、御記御吟味之事、于九条

殿被仰進、則御到来御記写、一通、/尚忠卿御直筆、

52、近衛基前書状 三三・八×四五・八 折紙 一通

〔文化十四年)九月十八日 内大臣宛 〔明和度撰政内前公御候

座否、于近衛殿御尋被遣御返書一通、雖不分明、依或記所見、御退座一決定也、

53、御即位或記抜書 二八・三〇四〇・六 豎紙 一枚

明和八年四月廿八日条

54、一条忠良書状 三一・二〇四五・八 折紙 一通

(文化十四年) 九月十九日

55、二条斉信書状案 三五・八〇四八・〇 折紙(2) 一通

(文化十四年) 九月十九日夜 関白(一条忠良)宛

〔文化十四年九月十九日夜、殿下江御再答書之御案、〓此御返答者、御口状ニ而、只御承知之旨被仰進畢、御文箱、被返之、仍猶亦、明朝御参仕之上御面談御決定之思召也、

〔文化十四年) 九月二十日 諸大夫中宛

56、白川資延花園公燕連署書状 三三・〇〇四五・六 折紙 一通

〔文化十四年九月廿日、御伝授前、殿下御退座之事御治定之旨、二条治孝、于大御所言上之一封也、但、此日兩人御所持也、

主上へ印明伝授ノ節小御所構函

57、二条斉信即位灌頂御伝授備忘記 二一・五〇三〇・五 豎紙 一枚

文化十四年九月二十日 同九月二十三日 内大臣斉信筆録

58、二条斉信即位灌頂御伝授備忘記 三一・〇〇三二・一 袋綴 一綴

文化十四年九月二十日 同九月二十三日 内大臣斉信筆録

42、58一袋入袋打付書「即位灌頂口伝之外万端心得書写、申附覚悟ノコト」

59、即位灌頂秘匣封印紙 七枚

天保五年十一月十一日(斉信) 天保八年八月四日(斉敬) 弘

化四年九月廿四日(斉敬) 安政三年十一月日(斉敬) 明治四

年二月廿三日(斉敬) 未九月十二日(斉敬) 無年号(斉敬)

60、即位灌頂秘匣鑑 一個

〔包紙書〕二条さま方御あつかりの御はこの御かき 桐小箱入

〈主要文書釈文〉

〈文書1〉

即位灌頂

智拳印

右大指頭端合如環握左頭指

真言 七反

唵 拏 吉 尼 阿 口伝

〈文書2〉

智拳印 金剛界大日如来印

此印ハ陰陽和合ノ天地ヲ掌リ

仏法王法一致ノ四海ヲ統領ス

真言

茶ダ 持財宝 拏ギ 除障尊 拏ニ 開榮花

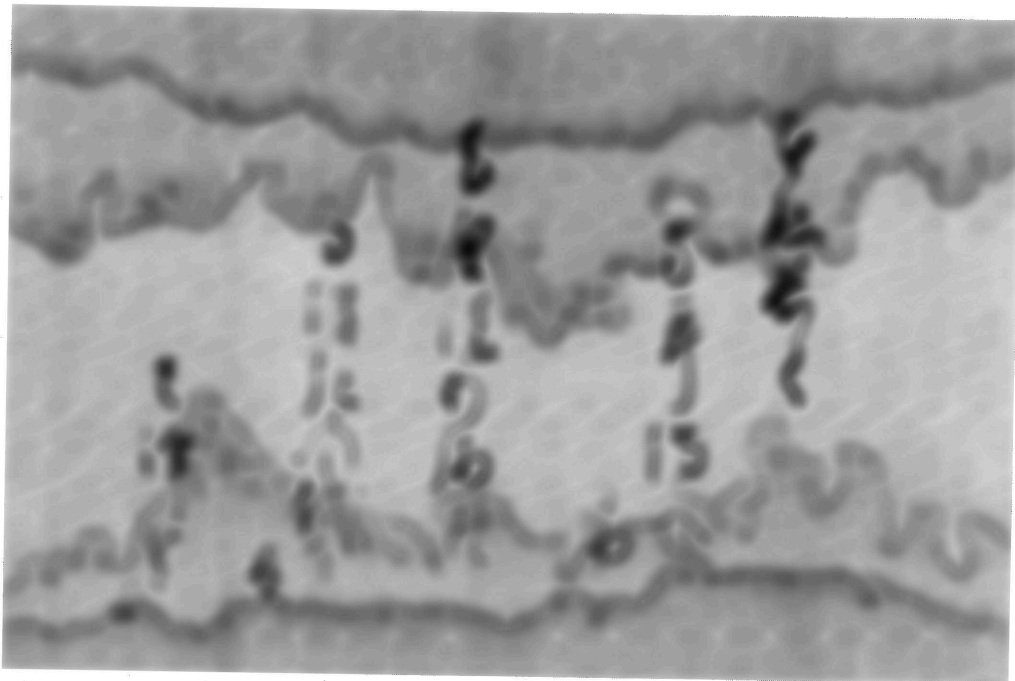
〈文書3〉

即位灌頂の事ハ、朝廷の重事なり、後三条院即位の時、成尊法印さつけたてまつる、これ始なり、その、ち代々帝王即位ありといへとも、此義なかりしに、伏見院即位の時、執柄二条師思さつて候而、これより代々

二条家のミ授申さる、近衛・九条・たか司ミな家に伝来あり、ことに近衛家伝来の義ハくはしく朕かしることなり、しかれとも即位節、執柄といへとも二条家のほかさつけらる、例ハなし、まことに二条家理うむの

事なり、後小松院御記に云、甚深口伝二条家外更にあるましきよし、二条家規模たるへし、

二条家ハ他にことなる義、執柄・大臣・前官・当官・納言みな例あり、



図版 2 桜町天皇宸筆和歌懐紙〈文書 4〉

29.3×43.8cm

雲客例はなけれども、二条家かく別の事なれば、雲客とても主上にさつ  
けられ子細あるましき事、

二条家伝受なき時ハ、主上つたへらるへし、主上伝受以前なれハ、上皇  
よりつたへらるへき事、

一条ハ中絶の、ち伝受なきよし、後小松院宸記に見へたり、

元文三年十二月十六日

人皇百十六代天皇昭仁  
(桜町天皇)

〈文書 4〉

す多長く 家に伝へて 天皇の あまつ日つきの 代々にさつけよ

〈文書 5〉

そく位くわむ頂の事、当時二条家未伝受につき、去享保二十年そく位の  
せち、(二条吉忠) 故関白左大臣よりさつけられ候くわんでうの『口伝、(以下第二紙) 残さすてん

受候、猶幾久しく子孫はん栄候て、代々の帝王にさつけられ候やうにと、  
祝おもひ候、他にことなる口伝にて候ま、秘藏せられ候やうにと思ひ  
給候、かしく、

1  
1  
(二条宗基)  
右大将とのへ

〈文書 6〉

(前欠) 日本第一重事秘決事

一、即位灌頂印呪者、天照太神天兒屋根尊以降、神代能印璽(登志天藤氏)  
嫡々相承ノ口決、秘々中能甚奥也、代々帝王登壇の時授計奉留、即位  
肝心能秘曲(登志天)、余人曾不知之事、



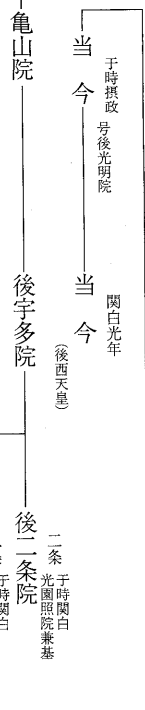
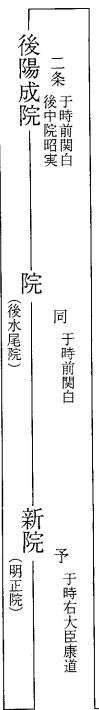
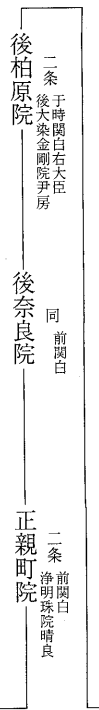
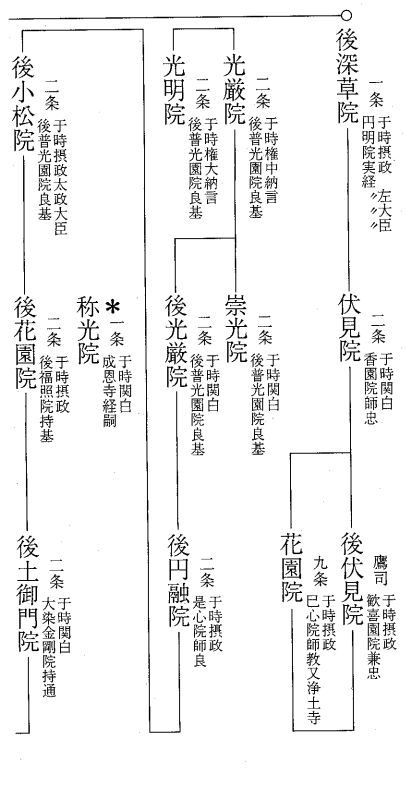
一、此秘決者、本朝真言八家能祖師之血脈仁業非須、神道最極能習伝、撰家累代之重事也、爰日本諸大師真言教将来之後、山門・三井・東寺門人等即位秘曲習伝由、頗自称須、依之中古以来帝皇・執柄等彼真偽於課試勢爭為仁、連々被尋授之処、文契・印璽員外各別儀也、伝来能根源、尤不審未究決事、

一、當事孤独執柄口伝断絶之条、頗以令露頭畢而、吾家代々口伝于今相續之、仍小臣奉授五代国主、（從後光嚴院 光嚴院 當今）此三代者、為当職奉授、（九条道教 分陀）此二代者、雖非当職奉授之、依 勅定也、祖神之冥助・家門之奇特、可謂傍若無人事、

一、近衛・鷹司不口決、伝受中絶之条、前々事旧畢、九条者、（九条道教 分陀）至三縁院、（九条道教 分陀）関白口伝否不分明、於今者又中絶之条勿論候、一条者、至後分茶利華院（二条良基）関白有習伝哉、不審事也、今既断絶畢、殊可覚悟事、

（一三三三）  
永徳三年十一月十八日 撰政判

御即位御伝授之事



（便宜コ、ニ移ス）  
\* 此成恩寺奉授之、後普光園撰政御息也、然而無相伝之由、撰政御記後日備 天覽、成恩寺閉口畢、此帝依不快、以後又当家後福照院于時撰政大納言改奉授之云々、

後奈良院勅書

昨日ハ大礼するくと遂おこなはれ候、天氣ことに奇特にて、御自愛この事にて候、ことさら代々あひかはらす申沙汰も一しほの御事にて、千秋万歳世の美談これに過へからず候、返々めてたく覚しめし候、猶々しつかに御参内の時申され候へく候、あなかしく、

正親町院勅書

今暁ハ参せられ、相伝事、淵底申され候、尤大望候、今日吉日にて大礼も必定候処、不慮之延引、伝授にきては相応時節きとくに候、惣別今度も御再任候て、同は申沙汰も候様に思給候処、当職執心堅固のやうにて候間、中く微言をも出し候ハす候、さりながら当職ならて

如此申され候事、一家の規模にて候、代々相承の跡も捨かたくおほえ候処、真ヶ天授と喜入候、猶御参内之時をこし候へく候、かしく、秀吉公

就今御即位、別而御馳走、尤以可然候、朝廷之儀弥可被入情事專一候、仍馬一疋粟毛、進之候、猶期面謁候、恐々謹言、  
(天正十四年十二月二日) (豊臣) 秀吉判

(昭美) 二条殿

〈文書8〉

香園院殿下師忠公

伏見院、奉授灌頂、有職故実等被聞召

中院殿下兼基公

後伏見院、奉授灌頂、朝觀御拜已下被聞召

後光明照院殿下道平公

後普光園院殿下良基公 准三后

光嚴院

光明院

崇光院

後光嚴院

後小松院

右、奉授灌頂、

後普光園院事、

十五歳十六歳兩年之間、父後光明照院・祖父光明照院(兼基)薨、然而曾祖父光園院(師忠)禪閣迫八旬、有余之齡存命也、仍建武・暦応之間、連々有指南事等、終数日參籠春日社、於神前之船戸屋、大嘗会・即位灌頂并四ヶ大事等家口決悉授之、暦応四年八十八歳之春薨畢、是氏神之

加護・列祖之余執也、正慶元年光嚴院即位、十三歳中納言中将之時奉授之、于時父殿下現存、建武年中光明院即位、十八歳大納言之時奉授之、抑即位灌頂儀者、古来當時撰政関白奉授之事也、然而他家無相伝故云々、觀応年中後光嚴院被開聖運、至于今当御流御相統者、偏此殿下勲功也、仍不混于他家之旨、有勅書、称内々者当家一流也、参内之時御対面之作法等、至于後中院、予幼少之時撰家之中

有別段之儀也、亦武家之儀者、普光園院良実以来代々有合鉢之子細、足利義氏等持院贈相国於天下立身之始、又追前蹤有契約事、仍貞治二年依宝篋院將軍之嚴命之、作政道之一卷授之、加之於武家礼節、書札・故実・着袴・元服・拜賀・諸社参詣・和歌会已下、凡為儀式事者、皆以代々被仰合当家也、鹿苑院准后者、被參勤朝拜・御会等之諸公事、被受当家説畢、因之建長年中所宛行之本願外、足利義満為新恩地、於但州・

撰州宛給大庄二ヶ所畢、公武之重寄無比類者也、

覺心院殿下師良公

後円融院

後香園院殿下師嗣公

後光嚴院御猶子

福照院殿下満基公

後福照院殿下持基公 准三后

後花園院、奉授灌頂、

大染金剛院殿下持通公 准三后

後土御門院、奉授灌頂、

如法寿院殿下政嗣公

後如法寿院殿下尚基公

後大染金剛院殿下尹房公

後柏原院

後奈良院

右兩院、奉授灌頂、

淨明珠院殿下晴良公

正親町院、奉授灌頂、

後中院殿下昭実公

後陽成院

後水尾院 慶長十六年  
四月十二日

右兩院、奉授灌頂、

後淨明珠院康道公

明正院

後光明院 寛永七年  
九月十二日  
寛永二十年  
十一月二日

右兩院、奉授灌頂、

後是心院殿下光平公

後西院

仙洞 明曆二年  
正月廿三日  
寛文三年  
四月廿七日

右兩院、奉授灌頂、

東山院、奉授灌頂、

權大納言綱平卿

今上皇帝、奉授灌頂、

權大納言吉忠卿

今上皇帝、奉授灌頂、

左大臣吉忠公

延享元年三月十日、

即位灌頂雖為一子相伝、父宗熙公依早薨、無相伝、帝即位時、自祖

父吉忠公奉授灌頂、今日、從帝返伝即位灌頂於<sub>(宸下同)</sub>宗基、則賜震翰奉

書並震翰秘卷二、令伝永世、<sub>(臣宗基謹誌之、)</sub>

(桃園天皇)  
今上皇帝、奉授灌頂、延享四年  
九月廿一日

内大臣宗基

今度、因主上幼、御代官儀兼日相願、於高御座壇下、勤御代官、主  
上為御幼主時、可勤御代官者矣、

〈文書12〉

元文二年十月九日、此御書付、

清書被 仰付、

但シ、此内、

仙洞 中御門院<sub>ト</sub>書改ム、

外ニ此度御書加ヘ、

当今

二条吉忠被授申之、于時左大臣、当職近衛家久、

伏見院ヨリ当時迄御年数之事勘ヘ候所、凡四百九十年<sub>(四十九年)</sub>と相見ヘ候故、此

度も先書之通、四百四十余年と認メ被置也、追付此御方御扣ニ、今日之

通清書可仕答也、

十月九日

〈文書17〉

又秘説

五眼各別印

一 肉眼 智拳印 真言

二 天眼 无所不至印 真言

三 惠眼 塔婆印 真言

四 法眼 引導印 真言

五 仏眼 仏眼印

七道 普通ノ仏眼ノ真言終リテ、娑婆訶ノ上ニ可レ加ニ唵、ミ、ミ、悪句ヲ云々、

前西海道 始ル自淡路国ニ、

次南海道 次東海道

次東山道 次北陸道

次山陰道 次山陰道

十善

身三 不殺 盜 姪

口四 不妄語 綺語 惡口 兩舌

意三 不貧 瞋 癡

保ニ此十善ヲ、昇ニ帝位ニ、

師云、此法、付テ法花經四要品、習レ伝ル事有之云々、

方便品 知拳印 十方仏土中 唯一乘法

安樂品 无所不至印 勸一切法 空如実相

寿量品 塔婆印 仏語実不空 如意善方便

普門品 引導印 慈眼視衆生 福寿海無量

凡此法、令授子孫給時、師弟共着束帶可授与之也、

元和四年九月廿一日 関白(二条昭実)

〈文書18〉

御即位灌頂秘法一卷半切古物

印明図輔実公筆 又秘説一条後中院昭実自筆

右、余家所秘藏也、然因右大臣懇望、相贈物也、

宝曆三年十月 内大臣(花押)

〈文書19〉

御即位秘法一卷之事、二条後中院昭実公老年(六脱カ)及れ候ゆへ、家嫡にあら  
されは不伝事ながら、九条幸家ニ伝られ、康道公ニ可被返伝よし也、そ  
の節この一卷古本をもて昭実ニ書写され、幸家にさつけらる、  
その、ち光平公輔実ニさつけられ、綱平ニ返被伝云々、

〈文書23〉

即位灌頂秘決口伝、幸に近々

桜町院帝より御父故右大臣殿事伝給宸翰の御切紙を以て、今日伝之、故

右大臣殿に所承の口伝、一事をのこさす返伝了、可被秘々々、

宝曆十二年十一月十四日 左大臣尚実(九条)

二条大納言殿

〈文書24〉

(目録部分省略)

右、宝曆四年正月故右府有事之節、所献置

女院御所也、今度依返伝、去十二日、女院御所より申出、今日授二条

亚相畢、尤伝家古文書者勿論、

桜町帝宸翰且御製等、無比類家宝、永可有秘藏者也、

宝曆十二年十一月十四日 左大臣(花押)

〈文書25〉

即位灌頂秘決口伝之事、今度 院(後桜町院)より可伝賜歟、可被 仰試 院哉

之由、伺 女院御気色、すなわち被仰 院之処、猶尚実より可伝の

よし 院思召の旨、 女院より所被 仰下也、依之 桜町帝より

御父故右大臣殿に伝賜 宸翰の御切紙をもて、今日伝之、故右大臣殿

に所承の口伝、一事をのこさす述伝之、可被秘々々、

明和八年

二月一日 (治考) 左大臣尚実 (九条)  
二条三位中将殿

〈文書26〉

即位灌頂伝授宮文書、宝曆十二年十一月十四日、以所引渡故右大将殿目録引合之通、授三位中将殿畢、永久可被秘藏者也、  
(二条治考)  
(九条尚実)

明和八年二月一日

左大臣 (花押)

〈文書45〉

御即位 御昇壇之節、御座定之後、智拳印御結、御心中秘呪真言御唱之事、

智拳印如別図

秘呪ハ

唵拏吉尼阿 ワンダギニア

自今毎日御拜之便、右智拳印・秘呪等御唱、御祈念之事、

但、此儀 (光格上皇)

上皇御在位中之御時儀、篤与被尋進、御同様ニ可被遊候事、

〈文書53〉

〔(奥書) 明和八年四月廿八日、御即位 (後桃園院、或記拔書 奉行家記款、花園公燕朝臣 撰政内前) 次 主上御起座、着御朝餉間、平敷御座 (南面、次余依殿下御気色、召中納言中将、治孝卿、束帯、參進于御前、奉授灌頂儀、此間殿下令退障子外給、抑此事撰関可被奉授事也、而彼家門、後普光園院関白公、已來連綿欵、永和秘記云、諸流印相口伝斷絶、只殘彼家耳、故被伝申云々、享保吉忠、公為内弁之間、前日以先人有、院宣、中御門、仍前日被奉授、遷進事也、事了中納言中将被退去、次下略) 〕

〈文書58〉

文化十四年九月二十日、辛酉、天晴、  
新主惠仁、明日就可有御即位、今日御灌頂之事、余奉授之、  
御伝授之事、即位当朝可有之也、而余密々依為輕服中、前日可奉授之旨、  
兼日在御沙汰、  
辰上剋、着束帯、  
及御後等昇殿上、參内々之方、  
午刻、主上御引直衣、出御小御所、段、議奏冷泉中納言、来休息所、告召成之由、次余手水畢、直參進御前、引裾、專殿儀、秘決等悉奉授之、先御伝授已前、  
度者、出御已前、於御内儀在御手水云々、御伝授之間、関白公、被退東廂、前被退此所也、  
此余之入々、勿論疾退去御前也、  
関白被避座之事、兼日及往復、御時儀窺定、如是御治定也、尤明和度於朝餉御伝授之時、撰政 (近衛) 被退障子外、勿論是重来之例也、然

兼日在御沙汰、  
辰上剋、着束帯、  
及御後等昇殿上、參内々之方、  
午刻、主上御引直衣、出御小御所、段、議奏冷泉中納言、来休息所、告召成之由、次余手水畢、直參進御前、引裾、專殿儀、秘決等悉奉授之、先御伝授已前、  
度者、出御已前、於御内儀在御手水云々、御伝授之間、関白公、被退東廂、前被退此所也、  
此余之入々、勿論疾退去御前也、  
関白被避座之事、兼日及往復、御時儀窺定、如是御治定也、尤明和度於朝餉御伝授之時、撰政 (近衛) 被退障子外、勿論是重来之例也、然

灌頂之儀及家說等、重良卿依早世、暫彼公被預之、仍与他人者格別也、  
事再三申談、至今朝、被退東廂趣治定也、  
附録、今日至御伝授之央、関白頓參御座、口授等委細可申上旨被申之、余欲及応答之間、早被退本座、仍事畢之後、更于関白令面会、  
今朝約諾之旨、及齟齬之条、及尋問之所、関白無是非之返答、唯主上御熟得之程被思惟、無竟束被存之余、不及思慮被參候事之由、  
被答之、仍此御伝之事者、在 桜町院勅書之旨、限二条家之条為顯然、而御伝授之央、疎忽被參御前之儀、自今於被為例等者、甚迷惑之旨、余再三及応答之所、決而不可有其儀之由、被陳謝畢、  
事畢、經本路退出、  
申之、余欲及応答之間、早被退本座、仍事畢之後、更于関白令面会、  
今朝約諾之旨、及齟齬之条、及尋問之所、関白無是非之返答、唯主上御熟得之程被思惟、無竟束被存之余、不及思慮被參候事之由、  
被答之、仍此御伝之事者、在 桜町院勅書之旨、限二条家之条為顯然、而御伝授之央、疎忽被參御前之儀、自今於被為例等者、甚迷惑之旨、余再三及応答之所、決而不可有其儀之由、被陳謝畢、

然、而御伝授之央、疎忽被參御前之儀、自今於被為例等者、甚迷惑之旨、余再三及応答之所、決而不可有其儀之由、被陳謝畢、  
率之至也、

後日、参院、此儀密々申入置畢、  
文化十四曆九月廿三日 為後鑑記之、

内大臣齊信(朱印文「齊信」)

## 二 即位灌頂儀礼の実態

### (1) 印明伝授と二条家

即位灌頂の初めについては、明応九年(一五〇〇)十一月中旬一条冬良の識語を有する「即位灌頂印明由来之事」によれば、平安後期にまで溯るとされる。すなわち後三条天皇が治暦四年(一〇六八)七月二十一日即位の時に、真言小野流の基を開いた仁海の弟子成尊法印が伝授した印を結び高御座に即かれたことに始まるとし、「見匡房卿記、是其濫觴也、」と記している。これを大江匡房の『後三条院御即位記』について見るに、主上高御座につく時に手を結ぶこと、大日如来の智拳印の如しと書いてある。この記事については早くから疑問が呈されていて、辻善之助は偶然的所作でこの記事を以て即位灌頂の事実と見なすことは出来ないとしている。<sup>(8)</sup>概ね妥当な見解といえよう。即位灌頂のことが初めて信頼しえる史料に見えるようになるのは、鎌倉後期になってからのことである。『伏見院御記』正応元年(一二八八)三月十三日条に、「今夜(二条御志)闕白令申即位之時秘印事等、委令伝授了、尤規模事歟、」とあるのが初見であることは、既に上川通夫が指摘している通りである。しかし、即位灌頂の伝授がこの時からなされるようになったことは如何であろうか。第一節で掲げた二条家伝来の「即位灌頂文書」には、即位灌頂を伏見天皇の一代前の後深草天皇の時から記しているものもある。へ文書6(6)がこれである。これは二条康道筆になるもので、継紙(五紙)であるが、第一紙目の端に若干文字が見えていて前欠のものである。現状は、(1)日

本第一重事秘決事、(2)御即位御伝授之事、(3)後奈良天皇勅書写、(4)正親町天皇勅書写、(5)豊臣秀吉書状写から成る。(1)は二条家の即位灌頂における正統性を主張したものである。即位灌頂、即位法に関する伝書は寺家側で蓄積されたものが多く、しかもその主張は実際の即位儀礼において行われた即位灌頂と遊離した状況にあつたことを踏まえて考えれば、この撰家の説は極めて注目されよう。これは後に検討することとして、ここで問題にしたのは(2)である。後深草天皇より後西天皇に至る即位灌頂伝授者を注記した系図で、これに追加し靈元天皇迄記したものがへ文書7(7)である。<sup>(9)</sup>ともに康道筆で、寛永二十年(一六四三)に踐祚・即位の後光明天皇を「当今」と記し、更に後西天皇も「当今」と記しているから、寛永二十年以降に成り、更に追記がされたことが考えられる。この元本の存在が考えられるが、実は林家本にこの元本から書写したものが存する。「二条殿秘説」に収められているものがそれで、林鶯峯の奥書がある。「寛永廿年十月十三日、二条康道公より吉良上野介(義弥)・被遣、板倉周防所三而酒讚岐・松豆州披見之時、直以正本写之了、春齋(重宗)と見える。後西天皇の讓位、後光明天皇の踐祚にあたり、上洛した高家吉良義弥が二条家より借用し、京都所司代のところにて將軍上使等として上洛した酒井忠勝・松平信綱と共に披見した際に書写したことを示している。最後は「当今(非当職子)」とあり、後水尾天皇の即位の際、非当職つまり前闕白二条昭実が即位灌頂を伝授したというのであるから、へ文書6(6)より早い時期の書写にかかる。しかし「直以正本写之」とあるが、へ文書6(6)は伝授者の記載が二条、院号、実名、地位となっているのに対し、林家本は「二条殿」など敬称を付したところも多く、また実名のみで書かれている点が相違する。従って、林家本かへ文書6(6)かのいづれかは元本をそのまま書写していないことになろう。そのいづれであるかの穿鑿はしばらく措くとして、注目すべきはともに後深草天皇より記載を始めて

いることである。へ文書6に「後深草院／一条／円明院実経／于時撰  
政左大臣」とあり、林家本に「後深草／一条殿／実経」とある。後深草  
天皇即位のとき撰政一条実経が即位灌頂を伝授したことを示している。  
近衛家陽明文庫にも靈元天皇までを記したものがあがるが、恐らくこれは  
へ文書6の写しであろう。後深草天皇の即位灌頂実修のことを確実な  
史料から明らかにすることはいまのところ出来なく、他の即位灌頂の伝  
授者の交名、これは纏ったものから時代的に限定したもので多数が伝  
存するが、これらはいずれも伏見天皇から書始められていて、後深草ま  
では溯らないようである。従つて即位灌頂系図が後深草から始まり、龜  
山、後宇多を記載せず伏見となつてゐることは大きな疑問といわねばな  
らないが、この辺の事情の究明は今後の課題としておきたい。

即位灌頂に於ける後深草天皇の問題にいささか深入りすぎたが、以上  
に掲げた諸史料その他から、伏見天皇から江戸末期の孝明天皇に至るま  
での即位灌頂伝授者を表に纏めれば次頁の表1のようになる。異説ある  
場合は、へ文書7に見える名を伝授者欄に採り、備考欄にその旨を表  
記し（＊を付す）、詳細は表2に纏めた。

これまでの研究では、後小松天皇以前には、即位灌頂は即位の儀に際  
して必ずしも実修されるものではなく、後小松天皇以降に定着してい  
たのではないかとされ、その意味についても仮説が出されている<sup>11</sup>。しか  
し全て根拠から考え直さなければならぬであろう。まず、そのために  
は表1は交名・系図に基づくものであるので、この吟味から行つておく  
必要がある。連続して即位灌頂の伝授を行なつたとされる良基に焦点を  
当てて考えてみよう。

①『光明院宸記』貞和五年（一三三四）十二月二十六日条、

抑秘印事、（二条良基）関白去夜授申之云々、建武前関白基、于時為執政、件印

事無申旨、仍直伝授、僧家（青蓮院入道）尊白（尊白親王）、間有其例欵、未慥勸決而已、

②『後愚昧記』永徳三年（一三八三）記紙背、（永徳二年）十二月廿  
九日付二条良基書状、

昨日大儀、毎事周備候、近比大慶候、老臣四代申沙汰奉、不及今  
度儀定超上古候欵、

③『後小松院御記』御即位日神秘事（応永廿二年十二月廿五日奥書）、  
応安尊道親王被授申之条、御記分明也、（中略）応安之度後普光苑

関白（善深口）存生之時、猶直被申了、

④『清原良賢真人記』永徳二年（一三八二）十二月二十八日条、

（後小松天皇）天皇御高御座、（左大臣）被候御帳中、（二条良基）撰政殿被候良角屏風内、（御礼）服次第并被猷御劔  
載、兼日撰政殿被申左府云、（御即位之日）被授申有真言、  
（三ヶ日不可魚味之由被申之、尤有口伝欵、）

①④については、近時、小川剛生が史料を掲げて具体的に説明を加  
えている<sup>12</sup>。しかしこの解釈には所々に無理があり、また誤解もあるよう

なので、ここで改めて検討を加えておくこととしたい。①は即位灌頂の  
秘印を関白二条良基が崇光天皇に去夜伝授した由を示す。また、建武の  
光明天皇の時は関白近衛基嗣が件の印につき何も申し上げなかつたので、  
良基が直に伝授した。僧家ではまゝ例のあることであることを示すもの  
であろう。小川は、光明天皇は入道尊円親王から直接授けられたことを  
示すと解し、二条家が関与しない場合は天台説を直接尋ねたとして  
が、これは誤りである。②は良基が四代の即位式を沙汰したことを示す  
ことに異論はないが、崇光、後光厳、後円融、後小松の四代とすること  
はどうか。「超上古」が今度の後小松を含めなくてもの意であろうから、  
表1と合せ考えると、光厳、光明、崇光、後光厳の四代ということにな  
ろう。ともかくも、崇光、後光厳が良基より伝授を受けたということに  
異論はなからう。③は応安の後円融天皇即位の時は、青蓮院入道尊道親  
王が印明を授けたとあり、表1に見えるところと一致しないが、ここで

「甚深口伝仁」の良基が存命中にもかかわらず云々と記されていて、良

表1 即位灌頂一覽

代数	天皇	即位	伝授者	地	位	年齢	摂政	関白	備考
92	伏見	弘安二(二二八)	二条師忠	関	白	35	関白二条師忠	関白	7、8、9、 11、東、東口
93	後伏見	永仁六(二二九)	鷹司兼忠	撰	政	37	撰政鷹司兼忠		7、東口、*
94	後二条	正安三(三〇一)	二条兼基	関	白	34	関白二条兼基		11、東、東口
95	花園	延慶元(三〇八)	九条師教	前撰	政	33	撰政鷹司冬平		7、8、*
96	後醍醐	文保二(三二八)	二条道平	関	白	31	関白二条道平		7、8、11、 東、東口
北朝1	光厳	元弘二(三三三)	一条良基	権中納言		13	関白鷹司冬教		7、8、9、 11、東口、*
北朝2	光明	建武四(三三七)	一条良基	権大納言		17	関白近衛基嗣		11、7、8、9、 11、東、東口
97	後村上								
北朝3	崇光	貞和五(三三九)	一条良基	関	白	30	関白一条良基		11、7、8、9、 11、東、東口
北朝4	後光厳	文和二(三三三)	一条良基	関	白	34	関白一条良基		11、7、8、9、 11、東口
98	長慶								
北朝5	後円融	応安七(三七四)	二条師良	関	白	30	関白一条師良		11、7、8、9、 11、東口
99	後龜山								
100	後小松	永徳二(三八二)	二条良基	撰	政	63	撰政一条良基		11、7、8、9、 7、11、*
101	称光	応永二(四一四)	一条経嗣	関	白	57	関白一条経嗣		
102	後花園	永享元(四一九)	二条持基	撰	政	40	撰政一条持基		11、7、8、9、 11、東口
103	後土御門	寛正六(四六五)	二条持通	関	白	50	関白一条持通		11、7、8、9、 11、東口
104	後柏原	永正一八(五二二)	二条尹房	関	白	26	関白一条尹房		11、7、8、9、 11、東口
105	後奈良	天文五(五三六)	二条尹房	関	白	41	関白一条尹房		11、7、8、9、 11、東口

備考の数字は二条家伝来即位灌頂文書の番号、東は東山御文庫文書を指し、東イは勅封六六七・五・一、東口は同六六七・五・二番のもの。

代数	天皇	即位	伝授者	身	分	年齢	摂政	関白	備考
106	正親町	永禄三(一五六)	一条晴良	前	関白	35	関白近衛前嗣		11、7、8、9、 11、東口
107	後陽成	天正二(一五八)	二条昭実	前	関白	31	関白豊臣秀吉		11、7、8、9、 11、東口
108	後水尾	慶長一(一六一)	二条昭実	前	関白	56	関白九条忠栄		10、7、8、9、 11、東口
109	明正	寛永七(一六三)	一条康道	右大臣		24	撰政一条兼遐		10、7、8、9、 11、東口
110	後光明	寛永一〇(一六四)	一条康道	撰	政	37	撰政一条康道		10、7、8、9、 11、東口
111	後西	明暦二(一五六)	二条光平	関	白	33	関白一条光平		11、7、8、10、 11、東口
112	靈元	寛文三(一六六)	二条光平	撰	政	40	撰政一条光平		8、10、11、 「靈元院宸記」
113	東山	貞享四(一六八)	二条綱平	権大納言		16	撰政一条経		8、10、11、 「基熙公記」
114	中御門	宝永七(一七一)	二条吉忠	権大納言		22	撰政近衛家熙		8、11、27、 「基長御記」
115	桜町	享保二(一七三)	二条吉忠	左大臣		47	関白近衛家久		8、 「実憲御記」
116	桃園	延享二(一七四)	二条宗基	内大臣		21	撰政一条道春		8、 「八槐御記」
117	後桜町	宝暦一(一七六)	二条重良	権大納言		13	撰政近衛内前		8、 「統史愚抄」
118	後桃園	明和八(一七七)	二条治孝	権中納言		18	撰政九条尚実		53
119	光格	安永九(一七八)	二条治孝	権大納言		27	撰政一条忠良		41
120	仁孝	文化一(一八一)	二条齐信	内大臣		30	関白一条忠良		42
121	孝明	弘化四(一八四)	二条齐敬	権大納言		32	関白鷹司政通		「言成御記」



表2 即位灌頂(伝授者異説一覽)

天皇	出典	文書	文書	文書	東イ	東ロ
後伏見	撰政鷹司兼忠	文書 7	文書 9	文書 11	東イ	東ロ
花園	前撰政九条師教				左大臣一条兼基 内大臣一条道平	撰政鷹司兼忠 前撰政九条師教
光嚴	権中納言一条良基				権中納言一条良基	権中納言一条良基
称光	関白一条経嗣ノ子権大納言一条持基			「此時之儀、被秘子細有之、」 「此時之儀、被秘子細有之、」 権中納言一条良基 「此時違乱字細有之、不吉之御例、」	前関白一条道平	関白一条経嗣、権大納言一条持基

基の存在が意識されて記されていることに注目しておきたい。④は良基が後小松天皇へ印明伝授を行ったことを明示するものである。

表1の作成に当っては、近世の部分は大体が確実な史料で裏付けられるが、中世の部分は伝存史料が少ないことから、交名や系図に依拠する結果となったが、良基に関して検討したことで明らかになったように、交名や系図に記されているところは若干異説を生じているようではあるが、ほぼ信頼できるものといえるであろう。伏見天皇より孝明天皇に至る即位灌頂の伝授者として掲げたもの三十二人、この内訳は二条家が二十九人、九条・一条・鷹司の各家が一人である。二条家の即位灌頂における位置は一目瞭然である。鎌倉後期には各家入交る状況であったが、南北朝期に二条良基が光厳天皇より後小松天皇の北朝六代のうち五代連続して即位灌頂の伝授をしたことが、その後に大きな影響を及ぼしたのであろう。

良基は、姉栄子が後醍醐天皇の女御となるなど初めは後醍醐天皇に近かったが、建武三年(一三三三)足利尊氏の奏請で光明天皇が良基の第・押小路烏丸殿で踐祚して以後、崇光天皇の元服時の加冠後、後光厳天皇元服にも加冠役を勤めるなど、北朝方に在って重きをなした。室町後期

の内大臣三条西実枝の有職書『三内口訣』の撰家五流を記したところに、「五流無差別候、但、二条之一流ハ、南朝御出奔之後、光厳院被開聖運、当代之御一流被用正統之事者、二条後普光院撰良基公一家之勲功也、依之至于今称天下御師範、」とあり、北朝正統のことに二条良基の功績は大きく、いまに二条家は「天下御師範」と称されているというのである。二条家が連綿として即位灌頂の印明伝授を勤め来たことによる。そしてこのような状況のなかで、称光天皇の際の如く二条家以外による伝授の場合には、「不吉之御例」とまで称されるようになる。なお、表2の如く、即位灌頂伝授者に異説があるということは、二条家の独占体制がとられてはいなかったことを示すものでもある。

(2) 即位灌頂の実修

それでは即位灌頂とはどのようなことか、具体的に考えてみることにしよう。まず、上川通夫が即位灌頂の理念、天皇による即位灌頂の実修形態について考察したところを纏めておきたい。<sup>13)</sup>(1)即位法の言説は数多く多様でもあるが、典型的なものとしては、南北朝期頃に成立し「即位法の決定版」と評されているという『神代秘説』によれば、「東寺御即

位品」と「天台御即位品」であること。(2)「東寺御即位品」の方は神武天皇以来は仁王間の相承であったが、藤原鎌足以来撰籙による伝授となつたとしているのに対し、「天台御即位品」の方は高僧による帝王への伝授という口伝であること。(3)いずれも寺家側は、天皇の即位儀礼の一環として即位灌頂を位置づけることによつて、王法仏法相依が実現するということ、即位法の言説によつて一貫して主張していたこと。(4)しかし、実際に天皇が即位式で即位灌頂を行なうのは、寺家が主張する即位法に示されたものを、大きく改変したものであること。(5)その内容は、寺家側が三つの印相、二つの明呪(真言)、つまり三印二明であったのに対し、撰籙の伝授が一印一明であること。(6)そしてその一印一明とは、智拳印と荼枳尼の真言と考えられること。(7)印明伝授は、即位式に先立つて撰籙によつてなされ、天皇は伝授された知識をもつて、即位式で智拳印を結び、荼枳尼の真言を唱えたこと。(8)即位式での即位灌頂は、寺家側の殆どどの即位法において、高御座上で実修すると述べているが、実際は印明伝授と即位灌頂は分離しており、即位式に臨んで行なわれるのは後者の方であること。(9)即位灌頂は高御座に向かう段階から実修され、高御座に登壇して百官万民に臨むとされる最初の時点までであること。(10)即位灌頂は名称・理念こそ「灌頂」でありながら、現実には天皇一人が行為する特異なもので、その実修形態は、大日如來の擬態であつて、天照大神の本地でもある大日如來に変身したことを示すと考えられること。

以上は、全体を要約したのではなく、行論の都合上、筆者の関心から纏めたもので、(1)～(4)についてはとくに異論はないので、ここでは(5)以下について検討していくことにしたい。

まず、撰籙伝授の由来から触れておこう。へ文書6に次のごとく見える。即位灌頂印呪は天照大神・天兒屋根尊以降神代の印璽として、藤

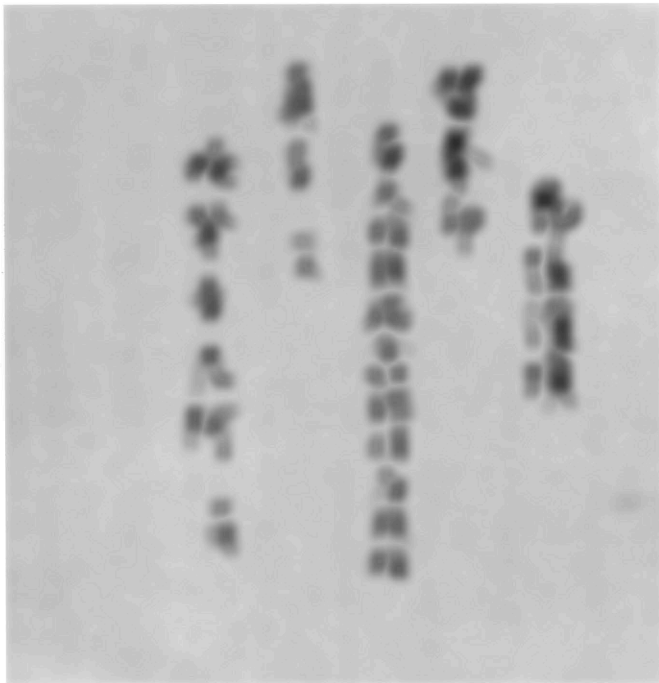
原氏嫡々相承の口訣で、秘々中の甚奥にして、代々天皇即位の際に授け、「即位肝心能秘曲」として余人の曾て知らざることである。この秘訣は真言伝法の八祖の流伝ではなく、「神道最極」の習伝にして「撰家累代之重事」である。山門・三井・東寺の僧等が即位の秘曲を習伝していることを頻りに主張するにつき、その真偽を明らかにせんと尋ねたところ、「文契・印璽」つまり由来も実際も全く別のものであり、伝来の根源も不審であるとする。「神代能印璽」「神道最極」「藤氏相承」が強調されている。これは二条良基が後小松天皇に印明伝授を行なつた約一年後、永徳三年十一月十八日に書いたものに見えるところであるが、九条家でも同様な伝承がある。九条輔実が東山天皇の即位に際し、九条家にも秘伝が相承していることを主張するため、貞享四年(一六八七)四月二十一日に靈元上皇まで出した「御即位神契的伝事」<sup>(14)</sup>に、次の如く見える。

一、当家伝云、神代之昔、天照太神与天兒屋根命自有君臣之神契以降、其二神之血脉正統永伝、其神契之直授、深秘有面 授口伝自古至今君臣合符之秘契者、代々直伝口授而、深秘于心符、嘗以不載文書、况於撰関家督之外流者、堅以不伝焉云々、(下略)

天照大神と藤氏の元祖天兒屋根命の君臣の神契により撰関家の嫡流に相承されたもので、深秘にして面授口伝であり、文書化されないものであるとする。

ところが、二条家に秘伝の印明が文書として遺されることになつた。

へ文書1へ文書2がそれである。二条吉忠から印明伝授を受けた桜町天皇が、これを吉忠の孫宗基に返し伝授した際のものであり、へ文書5と一体のもの。延享元年(一七四四)三月十日のことで、宗基が十八歳のときである。宗基が伝授を受けた背景は後述することにして、印明の内容を見よう。即位灌頂の印相は、「智拳印」、右大指の頭の端を合せ環の如く左の頭の指を握る、というもので、真言は、「唵 拏 吉 尼



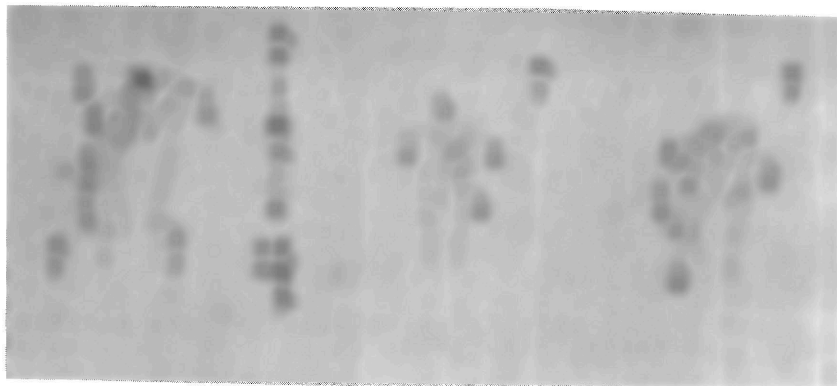
図版3 桜町天皇宸翰即位灌頂切紙〈文書1〉 33.5×32.8cm

阿<sup>あ</sup>を七反唱える、というものである。(図版3) 智拳印は金剛界大日如来印で、陰陽和合して天地を掌り弘法王法一致して四海を統領するの真義にして、秘呪は唵が神聖、阿が万有の根源を象徴する字、つまり「荼<sup>だ</sup> 拏<sup>な</sup> 拏<sup>な</sup>」であり、「持財宝、除障導、開栄花」の意とする。智拳印は〈文書20〉に見える。図版4として掲げておく。また真言は心中で七反唱えること、天皇が毎日の神拝の際にも智拳印を結び唵拏吉尼阿の秘呪を唱えることが〈文書45〉に記されている。

なお、〈文書1〉の真言の「口伝」については、〈文書30〉により幸いにもその内容が知られる。これは大和綴の小冊子で、本来は二条宗熙の

覚帳であつたもの<sup>(15)</sup>のよう<sup>(15)</sup>で、これに息宗基が即位灌頂の秘儀を心覚えに書込んだものと思われる。〈文書1〉〈文書2〉の二枚を書留めていて、「于時延享元年三月十日伝授<sup>(16)</sup>／<sup>(17)</sup>当<sup>(18)</sup>今<sup>(19)</sup>、<sup>(20)</sup>予<sup>(21)</sup>、即位灌頂<sup>(22)</sup>。返被下候時、勅筆<sup>(23)</sup>而被遊候留、其時節、勅書於御前拝領、左<sup>(24)</sup>記、<sup>(25)</sup>とある。その後<sup>(26)</sup>に余白を残しているが勅書までは記されていない。この勅書とは〈文書5〉に相違ない。「口伝」の部分には、「此口伝、ランダキニヤア、ト云ヘシ、コノ字ヲ付云ヘシ、アラア、ト云ヘシ、コレ口伝、 当<sup>(27)</sup>今<sup>(28)</sup>勅言也、<sup>(29)</sup>との注記がある。二条宗基が桜町天皇より即位灌頂の返り伝授を受けたときの心覚えにより、「口伝」の実体が知られるのである。

次に撰録により天皇への印明伝授の時期、場所等はどうかであつたらうか。林羅山の『神道伝授』七十五の「御即位灌頂事」には、<sup>(16)</sup>「二条関白良基公ノ秘記三云、即位灌頂ノ印呪ハ、天照太神春日明神ヨリ以来、神代ノ印トシテ、藤原氏嫡々相承ノ口訣、秘中ノ甚奥秘也、帝王登壇ノ時授奉、ヨ人は不知、(中略) 永徳三年十一月十八日ノ記ニ、慥カニセラレタリ、」云々とあり、即位の当日、登壇の時に伝授するとしている。良基の秘記・永徳三年記とは〈文書6〉所収のものであるが、このような記載はないから、羅山の私見ということになる。良基の時はどうであつたか。先に見た如く、貞和五年(一三四九)崇光天皇の時「去夜」であり、永徳二年(一三八二)後小松天皇の時「兼日」であつた。後者については、小川剛生は『良賢真人記』によれば式日に印明を天皇に授けたとしているが、これは誤解である。また羅山が良基の秘記により即位の当日登壇の時に伝授すると記しているのも誤りである。しかし近世を含めれば、実際は当日も前日も両方ある。まず当日であつたことが明確なのは、寛永七年(一六三〇)明正天皇の時である。『本源自性院記』には「今日御即位、<sup>(17)</sup>女<sup>(18)</sup>帝、撰政兼退公、内弁二条殿、<sup>(19)</sup>于<sup>(20)</sup>時<sup>(21)</sup>内<sup>(22)</sup>大臣、(中略) 灌頂於高御座内府奉相伝<sup>(23)</sup>、云々、」とあり、『泰重卿記』には「高御座之内



図版 4 秘印図〈文書20〉 部分

17.8×49.0cm

ニテ御即位御灌頂之事有之也、  
(三系西実参)  
内府被申云、王冠礼服ニテ堂  
上被申候、高御座ニテ御灌頂  
之事、先規有間敷、今度始に  
て可有之由被申候、(一)とあり、  
当日、高御座で伝授したとい  
(18)う。高御座での伝授は前例の  
ないことという。幼少の女帝  
であったため特例として行な  
われたのであろう。宝永七年  
(一七一〇) 中御門天皇の時  
にも当日に行われたことが確  
かである。この時は摂政近衛  
家熙が即位灌頂伝授を望み、  
右大臣二条綱平は二条家が  
代々授けていることを主張し、  
頗る相論に及んだが、「累代  
の佳蹤に任せ」て綱平が授く  
べしとの霊元上皇の意嚮によ  
り二条家の理運となった。但  
し、綱平は旧院東山院の素服  
人数(19)に加えられていて軽服と  
なるにより、息の権大納言吉  
忠が伝授することになり、綱  
平がその後見役を勤めた。天  
皇は僅かに十歳、伝授する吉

忠は二十二歳になっていたが突然のことでは突然のため後見を要した。  
いずれの場合も常体ではなかったことが、却って詳細な記録を残させる  
ことになったのであろう。「綱平公記」より印明伝授・即位灌頂に関す  
る部分を次に掲げる。

① 先年 (霊元上皇) 仙洞之御代御吉例ニ候、其節ハたかみくらへ出御之砌、御後  
夕御供致候ト申上候様ニ可致候、(中略) 且たかみくらニ而御伝授ノ  
事も有之ト、若被仰出候か、(近衛家熙) 摂政ニても其尊被申入候、菟角御手水  
間ニ而相勤候、仙院之御代ニも光平左様ニ被致候間、御吉例ト申上  
候様ニ、

(宝永七年十一月六日条)

② 朝 参、右ノ (議奏徳大寺公全等) 兩人ヲ以被仰出候者、来十一日御即位灌頂ノ事、吉忠  
へ被仰出、(二条) 綱平ニハ後見可申由被仰出、則御請申上、御礼申上退出、  
刻限之事十一日辰ノ半刻参候様之由也、

(同七日条)

③ 午ノ半刻ニ (新上西門院) 女院へ参、暫有テ 仙院ニも御幸、則御対面、被仰出  
候ハ、吉忠御伝授以後、御後ニ御供可然思召候、且出御高御座へ供  
奉候而、高御座 主上御上り之後、(中御門天皇) 御後ニテ密々灌頂ノ事三度計申、  
其後起座可然思召候ト 仰也、

(同九日条)

④ 辰ノ半刻ニ吉忠参 内、束帯・蒔絵太刀・紫緒平緒、(中略) 御手  
水ノ間、諸大夫間ニ綱平・吉忠兩人居、即位伝奏中山前大納言左右  
有テ後、議定所退暫居テ、徳大寺大納言公全卿依 召吉忠進、  
御伝授申上、三足退テ亦吉忠心中ニ御伝授之通勤、揖テ退也、夫々  
紫震殿ノ妻戸ニ居テ、出御ノ時分、夫々御後ニ供奉、高御倉江出御  
(兼、下同ジ)  
之内、心中ニ 御伝授之通祈念有テ、高御倉へ御上り候而、高御倉  
之下ニ御伝授之通三反計祈念候て退也、夫々紫震殿ニテ、鷹司前殿

下・左大将(近衛)家久・右大将(九条)師孝・一条兼香卿等同座吉忠見物、綱平(九条輔実)八左大臣内弁殿庭上下り見物、其後紫宸殿上り見物、  
(同十一日条)

幼帝であり、伝授する方も不案内であるため、即位灌頂の在り様につき靈元上皇の主導で万全の策がとられたことが知られる。要点は次の通りである。(イ)靈元上皇も同じ十歳の時に即位し、その時の例を吉例とし、後房より紫宸殿の高御座へ出御の砌に伝授者も天皇の後ろに従うことを踏襲することとし、(ロ)伝授は高御座においてなされることもあるが、靈元天皇のとき二条光平が行なったように、後房の清涼殿の御手水間にて勤めることとし、(ハ)伝授は吉忠が勤め、綱平が後見する、(ニ)伝授の日時は、即位式の当日である十一日の辰の半刻とする、(ホ)前々日の九日女院に綱平が参つた際に上皇の御幸もあり、吉忠は伝授後も高御座まで御供し、天皇が登壇された後にその後ろにて密々に灌頂の事を三度計り申し、その後起座然るべしの仰せを受ける、(ヘ)当日辰の半刻吉忠は束帯にて参内、天皇は御手水中につき綱平・吉忠は諸大夫間にて待機、即位伝奏ついで議奏より順次案内があり、御手水間に進み御伝授申上げる、(ト)そして三足退いてまた吉忠心中にて御伝授した通りに勤め、揖をして退席、(ヲ)それより紫宸殿の妻戸の所にて待機し、(リ)天皇が清涼殿より紫宸殿に至る廊下に敷かれた菴道上敷布毯の上を渡御して来られるのを待つてこの後ろに供奉し、高御座の下に位置する、(ヌ)天皇が高御座へ出御の内心中に御伝授の通り祈念し、(ル)天皇が高御座に上られた後、吉忠は御伝授した通りを三反ばかり祈念して退席、(ヲ)それより吉忠は紫宸殿上で鷹司兼熙等同座にて見物、綱平は庭上にて見物、以上となろう。伝授が当日であったことが確認されると共に、この時は伝授者も天皇が高御座へ出御の途中からこれに供奉し、高御座の下にまで至ったことが知られる。その位置は、〈文書21〉によってわかる。高御座の北の階段の右後ろ、

北西の隅である。『綱平公記』は全体的には詳細な記載であるが、理解し易くはない。記主は綱平であるが、吉忠が御伝授の時に後見の綱平はどこに居るのかも不明であり、ことに(ト)については判然としない。また(ル)は(ホ)によりこれを実行したものであるが、この意味もつかみにくい。(ヌ)も同様である。日記の記載のみでは実体がかみにくい、明正天皇の時のような紫宸殿での伝授ではなく、これは紫宸殿の壇下において、喚起を促す所作に属すものと一応理解しておきたい。

次に、前日の伝授について見よう。文化十四年(一一一七)の仁孝天皇、弘化四年(一一八四)の孝明天皇の時がそれである。前者については〈文書58〉に、明日御即位があるにつき今日御灌頂の事を伝授すること、当主前左大臣二条治孝(六十一)は老衰につき、内大臣二条斉信(三十一)が伝授すること、この伝授の事は即位の当朝あるべきところ、内密のことながら斉信軽服中につき前日の伝授となったこと、これは安永九年(一七八〇)光格天皇の時、二条治孝が重服中につき前日に伝授した例に拠つたこと、とある。後者については、『孝明天皇紀』卷十八、即位の儀の前日に綱文を掲げ、「権大納言藤原齊敬(二)家例に依て即位灌頂の事を奏す」とある。「二条家日記」を引用し、明日御即位あるにつき今日「御灌頂御師範」に当たる、これは「家例」によること、灌頂は即位当朝に伝授の類例のところ、「重服中」により前日の伝授となつたこと、が見える。以上光格天皇以来の三代は特殊な状況下のことで、本来は即位の当朝であるというのである。それにしても、重服中でも「家例」により印明伝授を行ないえるところに、<sup>(20)</sup>二条家の即位灌頂の家としての不動の位置が知られるといえよう。

いま一つ光格天皇の前代後桃園天皇の明和八年(一七七二)即位時のことを確認のため見ておこう。〈文書53〉に次の如くある。

次余依殿下御気色、召中納言中將、(二条)治孝卿、束帯、参進于御前、奉授灌

頂儀、此間殿下令退障子外給、抑此事撰関可被奉事也、而彼家門、後二一条家  
普光園院関白良基、已来連綿歟、永和秘記云、諸流印相口伝断絶、只残彼家耳、故被伝  
中御門 仍前日被  
泰授、遷返事也、事了中納言中将被退去、  
院宣、前日に先人有

印明伝授の際、撰関の仰せにより伝授者が天皇の御前に進み灌頂の儀  
を授ける際、時の関白なり撰政が天皇の側に居続けるのか退席するの  
が問題にされたとき、具体的にいえば文化十四年の仁孝天皇即位の際で  
あるが、勘例として扱われた某日記の抜書である。即位灌頂伝授は撰関  
が行なうべきものであること、二条家が良基以来連綿のこと、「永和秘  
記」によれば撰家諸流の印相・口伝が断絶し二条家のみに残ったため  
であること、享保二十年（一七三五）桜町天皇即位の際には二条吉忠が即位  
内弁につき、前日にとの中御門院の院宣により前日に授けたが、これは  
「遷返事」であること、とある。「永和秘記」がいかなる書か明らかで  
なく、永和年間（五二七）にこのような状況であったかどうか疑問であ  
るが、他の諸点はその通りであろう。前日の伝授はやはり異例のことで、  
即位当日の即位灌頂伝授が常態であったとして異論ないであろう。なお、  
即位灌頂伝授に撰関は同座するか否かの件は、安永九年光格天皇即位の  
時、撰政九条尚実が権大納言二条治孝の即位灌頂伝授の際に退席しなかつ  
たことに端を発する。二条家ではこれを前例として踏襲させないよう万  
全の策を練り、これが文化十四年仁孝天皇即位の際の史料を多く遺すこ  
とになった。〈文書42〉から〈文書58〉がこれである。この結果は、事  
前に打合せを行っていないながら、関白一条忠良は内大臣二条斉信が仁孝天  
皇の即位灌頂伝授の際、「疎忽」にも天皇の前に来たようである。斉信  
はこのことを再三に亘り非難し、ついに「陳謝」させている。〈文書58〉  
に見えるところで、「彼人甚以軽率之至也」とある。  
次に、天皇が即位灌頂を実修する、つまり手印を結び真言を唱えるの  
はどの時か、高御座に向かう段階からか、登壇して着御されてからのこ

とか、について確認しておきたい。これまでの研究では、高御座に向か  
う段階から実修されるまでと理解されて来たが、これも憶測に  
過ぎないものであったことが、〈文書45〉によって知られる。「御即位  
御昇壇之節、御座定之後、智拳印御結、御心中秘呪真言御唱之事」とあ  
り、この問題についてはもはや多言を要しないであろう。

〔注〕

- (1) 和田英松「御即位礼大嘗祭の沿革」〔国学院雑誌〕二二卷九号、一九  
一五年）、辻善之助『日本仏教史』上世編（岩波書店、一九四四年）、井  
上光貞「平安仏教の展開」〔新日本史大系〕第四卷、古代社会、朝倉書  
店、一九五二年）、平雅行「中世宗教の社会的展開」〔講座日本歴史〕3、  
中世1、東京大学出版会、一九八四年）。
- (2) 『国語国文』四九卷一一号（一九八〇年）。
- (3) 阿部泰郎「慈童説話の形成―天台即位法の成立をめぐりて―」上・下  
〔国語国文〕五三卷八号・九号、一九八四年）、松岡心平「稚児と天皇  
制」〔へるめす〕六号、一九八六年）。
- (4) 『日本史研究』三〇〇号（一九八七年）、この補訂版が岩井忠熊・岡田  
精司編『天皇代替り儀式の歴史の展開―即位儀と大嘗祭―』（柏書房、一  
九八九年）に収載。
- (5) 二条基敬氏所蔵。永く秘蔵されて来た本文書を、公開に踏み切られた  
二条家の当主基敬氏・御母堂恭仁子氏に深謝の意を表したい。
- (6) 東京大学史料編纂所所蔵。林家本、貴四五―一三。
- (7) 田島 公「禁裏文庫の変遷と東山御文庫の蔵書―古代・中世の古典籍・  
古記録研究のために―」〔日本社会の史的構造〕古代・中世、思文閣出  
版、一九九七年）。
- (8) 辻善之助前掲書七二〇頁。
- (9) 「五撰家秘記」三（宮内庁書陵部所蔵、架番号二七一―一五七）にも  
所収。
- (10) 架番号四〇三四四号。

- (11) 近藤成一「中世における即位儀礼の変容」(『即位の礼』と大嘗祭)、青木書店、一九九〇年。
- (12) 小川剛生「即位灌頂と摂関家―二条家の『天子御灌頂』の歴史―」(『三田国文』二五号、一九九七年)。
- (13) 上川通夫前掲論文。
- (14) 「東山御文庫文書」架番号六六―四―一四―四、陽明文庫所蔵一一八〇六号。
- (15) 二条宗熙(元文三年六月八日薨)が、「勅問之一封之認様」の上奏案文を控えたところがある。
- (16) 『日本思想大系 近世神道論・前期国学』(岩波書店、一九七二年)所収、四八頁。
- (17) 小川剛生前掲論文、一二頁。(二条康道)
- (18) 林羅山撰「寛永御即位記」には、「内弁朝餉より出て、長橋をとをり南殿のうしろの妻戸より入て、高御座のうしろの階より登り、右にめぐりて帳内に入て、北面して御伝授の事あり、其儀畢て内弁本路をとをりて、又庭上の幄に入る、」とあり、二条康道は高御座の内にて北面して即位灌頂を伝授している。
- (19) 『公全公記』宝永六年十二月十八日・二十七日条。
- (20) 宝永七年の中御門天皇即位の際に、綱平が故院の素服人数に加えられる軽服であったため息吉忠が代って即位灌頂を行なったことと大きな違いである。
- (21) 上川通夫、近藤成一前掲論文。

(以下次号)